

後期高齢者医療制度加入者 \ 延ばそう!健康寿命/ 人間ドック・脳ドック 検査料を助成



問後期高齢者・重心医療室 ☎922-1367 ☎922-3178

病気の早期発見と健康の保持増進のため、人間ドックまたは脳ドックいずれかの検査料を助成します。

■対象者

人間ドック・脳ドック利用時に後期高齢者医療制度加入者で、申請日時点で後期高齢者医療保険料の未納がない人

■助成額

上限2万円（1年度1回限り）

被保険者証、人間ドックまたは脳ドックと記載された領収書、印鑑（スタンプ印不可）、預金通帳を持参し、後期高齢者・重心医療室へ。

現況届の提出は11月30日(火)までに郵送で

ひとり親家庭等に 医療費の一部を支給

問子育て支援課 ☎922-1476 ☎922-3274

ひとり親家庭等に対し、医療費の自己負担の一部を支給します。支給には、事前にひとり親家庭等医療費受給者証の交付手続きが必要です。対象者は次のとおり手続きを。

■すでに受給している人

11月30日(火)までに現況届と必要書類を返信用封筒で郵送。案内と届出用紙一式は10月下旬に送付しています（児童扶養手当の現況届を提出した受給者は除く）。

■新規で受給する人

対象に該当する人は、子育て支援課へ問い合わせてください。

〈対象〉

市内に居住する国民健康保険または社会保険の加入者で、次のいずれかに該当する子※、その父または母、養育者

- 父母の離婚や死亡等により父または母あるいは父母と生計を別にしている
- 父または母に一定の障がいがある
- 父または母から1年以上遺棄されている
- 父または母が裁判所からDV保護命令を受けた
- 父または母が法令により1年以上拘禁されている
- 母が未婚で出生した

※子の年齢要件:18歳到達後最初の3月31日まで。一定の障がいがある場合は20歳になる誕生日の前日まで。

■所得制限（下表）

対象者の令和2年中の所得額と扶養人数等で判定。扶養義務者とは、申請する父母または養育者と生計を同じくする直系血族（両親、祖父母、子、兄弟姉妹等）。

扶養人数	父・母・養育者	扶養義務者・配偶者・孤児等の養育者
0人	192万円未満	236万円未満
1人	230万円未満	274万円未満
2人	268万円未満	312万円未満
3人	306万円未満	350万円未満
4人	344万円未満	388万円未満

市立病院の看護師を 目指す人に 修学資金を貸与

提出は「郵送」で



問市立病院経営管理課 ☎946-2200 ☎946-2211

看護師養成所等の在学者または令和4年4月在学予定者で、卒業後、市立病院の看護師として働こうとする人を対象に修学資金を貸与します。

■募集人数

若干名

■対象

貸与を開始した月に看護師養成所等に在学し、卒業後に看護師免許を取得し、市立病院職員として医療業務に従事しようとする人

■修学資金の額

看護師養成所等に在学する人 月額7万円

■貸与期間

令和4年4月から正規の修学期間を終了する月まで

■選考方法

- ・書類審査
- ・面接

（予定日：令和4年1月15日(出)）

問11月22日(月)～12月6日(月)（消印有効）に、市立病院、市役所総合案内で配布する申請書等（同病院ホームページからも入手可）を簡易書留等（持参不可）で〒340-8560市立病院経営管理課へ。



住居表示区域内での 新築・建て替え時には、 住居表示の届け出を

問建築安全課 ☎922-1949 ☎922-3148

住居表示区域（長栄・新栄・清門以外の○丁目と表示されている区域）内で建物を新築・改築した場合は、条例の規定により住居表示の番号を取得するために届け出が必要です。届け出後、住居表示の付定通知書と住居番号表示板を交付します。

郵便物の誤配送で困っていませんか？

住居表示区域内で近隣宅と同じ住居番号（同じ住所）となっていることで郵便物や宅配物の誤配送等の不便が生じることがあります。この場合、住居番号変更申請を行うことで、枝番号を使用した住居番号に変更することができます。なお、変更に伴う登記等の諸費用は個人負担です。

例

